

はあとメール 第7号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさん、こんにちは。 はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

弥生3月も半ばを過ぎ、いよいよ春めいてまいりました。今年は例年よりも桜の開花が早いとのことで、今月末にはお花見を楽しめそうです。・・・この、冬から春へと移り変わる季節にともなうウキウキとした期待感というものは、毎年のこととはいえ、やはり何度味わってもよいものですね。

はあとメールは、私たち法律の専門家と市民の皆さんとの心の交流を目指している団体です。その目標を達成するためには、まだまだ越えなければならない壁がいくつもありますし、相応の時間が必要になってきますが、まずはもっと私たち自身のことを皆さんに知っていただくことが肝要ではないかと思ひ至りました。

そこで今回は、はあとメールの活動を皆さんにより身近に感じていただくために、はあとメールの代表、つまり私のプロフィールであるとか、どのような歩みを経てきた人間であるのか等を、かいつまんでご紹介させていただきたいと思ひます。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
文通によって実現していきます」

私、住田正則（40歳）は、愛媛県伊予郡松前町というところで生まれました。愛媛県の中心都市である松山市の隣町で、のんびりとした瀬戸内海に面し、おだやかな気候・環境に恵まれた近郊農業の町でした。「でした」と過去形なのは、近年では田畑が次々に住宅地になり、急速に都市化が進んでいるからです。もちろん今でも農業に従事している人々はおりまして、私の父もその一人なのですが、全体として見れば、松前町はもはや松山市のベッドタウンと化しています。

海へは、私の家から自転車ならものの10分、歩いて約20分で行くことができます。しかし、かつて私たちが海水浴を楽しんだ遠浅の砂浜はめっきりと痩せてしまいました。滑らかな水平線に沈んでいく夕陽だけが、昔も今も変わってありません。余談ですが、私は個人事務所の屋号として「夕映舎（ゆうえいしゃ）」と名乗っているのですが、これは私の心象風景の中にある松前の浜の夕陽に由来したものです。

私は、1968（昭和43）年、松前町の農家に生まれました。あたかも日本は高度成長時代を迎えており、片や東大安田講堂をめぐる紛争など、学生運動が盛んであった頃のようなようですが、そんなこととはまるで無縁のまま、私はのどかな農村で育っていきました。

幼い頃に両親が離婚し、私は父方の祖父母の家に引き取られました。妹がいたのですが、彼女は母親とともに去ってしまったので、私には彼女の面影はおろか、妹と暮らしていたという記憶すらありません。それは、母親についても同様のことが言えます。

そのような経緯はありましたが、祖父母は私を大切に育ててくれましたし、兼業農家で忙しく働いていた父にも、たまの休みにはドライブに連れて行ってもらったりと、特に何の不自由もなく過ごしていました。ただ、小学校高学年になるまでは近所の子どもたちにいじめられ、仲間はずれにされたのには苦労しました。何の加減でか、口の中いっぱい泥んこを詰められたこともあります。しかし、そこはよくしたもので、生来私にはどこかぼんやりしたところがあったため、いじめられたことはあまり記憶に残らずに済みました。

ともあれ、こうした環境の影響を受けて、現在の私の気質や人間性である、

多人数よりも少人数を好む

ちょっと浮世離れしたところがある

お年寄り、特におばあちゃんネタにヨワイ（すぐに涙が出てきてしまう）

等がはぐくまれたものであることは確かでしょう。「三つ子の魂百まで」ということわざがありますが、まさにその通りだと思います。

以上、はあとメールについてより深く知っていただくために、代表である私の生い立ちのようなものを綴ってみました。もしも状況が許すなら、その後の私の歩みについても問わず語りにお伝えしていこうかと考えています・・・。

とりあえず、今回はこれにて失礼いたします。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

このたび、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けることができました！よって、少なくとも2009年中は会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け、等

あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げます



みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
前回に引き続き今回も春の野菜をご紹介します。

京の菜時記

さて、今回は一般的にいう「京野菜」のご紹介ではありません。でも、京都産となる
とこの春先の短い期間しか流通しない貴重な野菜のご紹介です。

それは「分葱（ワケギ）」。全国的には広島県が最も生産量が多いそうですが、京都
でも作付けされ出荷されています。京都では春先の今の時期に出荷のピークを迎え
ます。



分葱と聞かれてどんな料理を思い浮かべますか？分葱
といえば皆さん口をそろえておっしゃるのが「てっばい」です。その語源は「鉄砲和え」がなまったものらしい
のですが、わかりません。てっばいそのものは讃岐地方
の伝統料理で香川県では「フナ」を入れるようです。地
域・・・家庭・・・それぞれに入れる具材は違うかと
思いますが、私の家では・・・白味噌と白ゴマ・・・そ
れにイカと火にあぶった油揚げ、そして分葱。分葱の変
わりに春に出回る若葱を使うこともありますが、葱よ
り明らかに柔らかくシャキツという食感分葱ならで
はのものです。

分葱と九条葱（特に、春に出回る若葱）は一見すると同じようにみえますが、まっ
たくの別物。春の陽射しをうけてどんどんと太く長く成長する九条ねぎに対して、分
葱は根に養分を溜め込みます。つまり、らっきょが大きくなるのです。

春先に出始める分葱・・・暖かい日が続くと一気にらっきょがはり、たちまち出荷
できる状態ではなくなります。生産者にとっては赤葉の掃除がやりにくくなり、束に
する作業がやりにくくなり、見た目にも悪く出荷を取りやめるということになるの
です。

上のような事情から京都産の分葱の出荷は約1ヶ月程度。2月下旬から出始め
ますが寒冷遮をかけて出荷を早めているものです。暖かい日が続くと酢味噌の効
いたサッパリとした「分葱のてっばい」・・・食べたくなりませんか？

ぜひ、ご賞味あれ。

遺言書を書く普通方式遺言書の普通方式のとき

遺言書の普通方式には①自筆証書、②秘密証書、③公正証書の3つがあります。偽造や変造を防ぎ、遺言者の本当の意思を確保するために厳格な方式が決められています。この方式に従ったものでなければ法律上効力がないことになってしまいます。

① 自筆証書遺言のポイントは4つです。

- (1) 全文すべてを自筆で書くこと。（代筆・ワープロでは無効となってしまいます。）
- (2) 年・月・日を必ず書くこと。（「3月吉日」やスタンプでは無効となってしまいます。）
- (3) 氏名を書くこと。（誰であるかははっきりと特定できる名前であればよいとされます。）
- (4) 押印すること。（本人が作成したかを確認する性質なので、認印でも大丈夫です。）

長所：いつでも、紙とペンがあれば簡単に書けるうえに誰にも知られないこと。

また、書き直しも簡単にできること。

短所：紛失しやすい、改ざんされやすいこと。また、誰にもわからない場所にしまいこんで発見されない場合が意外とあるため、見つからなければ遺言の効力は生じないこと。

死後に家庭裁判所の検認（開封して、最初はこういう遺言であったという証拠）手続きを受けなければならないこと。

また、文字の訂正は変造を防止するため定められた方式を守らなければなりません。

② 秘密証書遺言は現在ほとんど活用されていません。

代筆でもワープロ書きでも署名・押印さえできればよく、自分で封筒に入れて封印します。内容は誰にも知られません。それを公証人の前に持って行き、本当に自分の遺言書であることを述べ、遺言者・公証人・証人がそれぞれ署名してできあがりです。

その後は自分で保管します。

③ 公正証書遺言は公証役場で公証人が作成します。

長所：公証人・証人の立会いのもとで作られるので、本人の意思能力を後日疑われにくいこと。また、公証人が作成するので形式上の問題が起こる心配がないこと。

「原本」が公証役場に半永久的に保管されること。「謄本」は本人に渡されます。

家庭裁判所の検認手続きが不要で、死後の遺言書の実現がスムーズであること。

短所：ある程度の費用がかかること。また、証人には遺言書の内容が知られてしまうこと。

（ちなみに証人となることができない近い人は、推定相続人・受遺者及びその配偶者と直系血族です。）

うちは家族だけが知っている場所があって安心できるという方も、いつでも皆に遺言書を見せているという方も居られます。それはとても幸運なことだと感じています。

また、たとえ遺言書を書いても預けられるところがない方も居られるし、どこかにしまい込んで死後に発見されず、法定相続分で相続財産を分けなければならなくなったために苦労された配偶者の方も居られます。

それぞれ一番本人に合ったやり方はどうなのか、どうすればいいのか。そういったことにお応えしてゆきたいと私の仕事を通じて日々考えています。

ima

（終わり）